

選挙ってなに？はじめの一步
～公職選挙法を踏まえた勝つ
ためのノウハウ～

2016.04.16@東京

e-Kuni 桐山洋平

自己紹介

大学時代にアラビア語の勉強でシリアに行く

アメリカのインターンシップでプログラミング
に目覚める

大学中退後IT企業にエンジニアとして入社する

2014年6月30日に人生初のデモに参加する

2015年4月統一地方選で”公選法”に出会う



きっかけ



2015年4

つおさんのお手伝い

選挙期間中は政策ビラを配れない・・・。

隣でやっている区長選挙ではビラ配りOK！

※千歳船橋駅で「

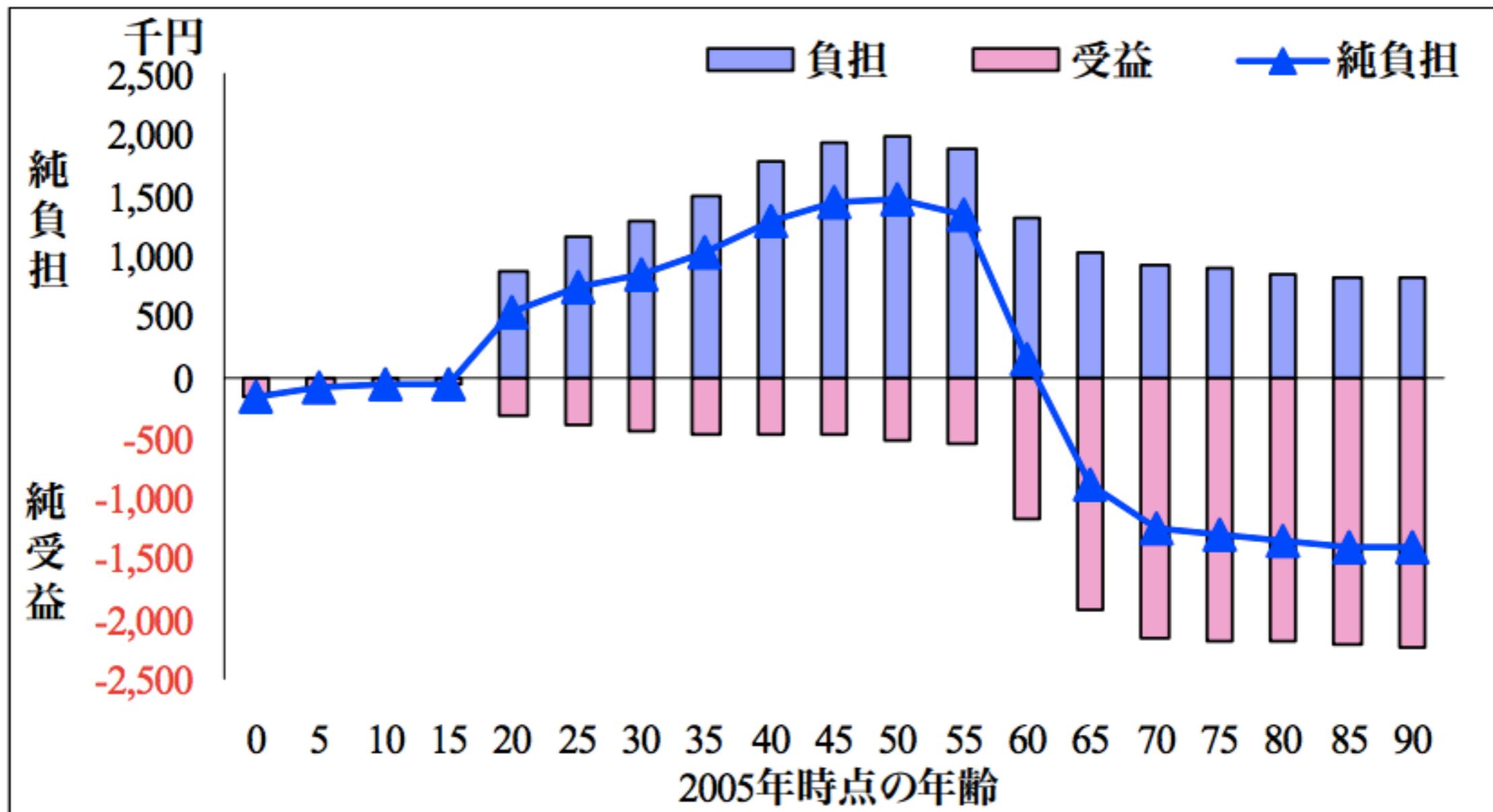
目次

- 1) 選挙に行ったほうがいいのか？
 - 2) 選挙の歴史
 - 3) ”べからず集”公職選挙法
 - 4) 選挙活動できること／できないこと
- 参考) 2014年衆院選マニフェスト比較

1) 選挙に行ったほうがいいの？

選挙に行かないと損をする！？

世代間受益格差（最大4000万円）＝世代間投票率



政治家の建前と本音

建前：

「全ての有権者を代表して国益のために働いている」

本音：

「選挙区において自分を当選させてくれる有権者のために働いている」

→猿は木から落ちても猿だが、政治家は落ちたらただの人。見えない力学が働く。

→投票しないと自分たちに向けた富の再配分や政策をしてくれない。

国民主権＝国民責任

「国民のレベル以上の政治家は生まれない」

小沢一郎

2) 選挙の歴史

選挙の歴史

1) 選挙権の確立

自由民権運動(1874年) ~ 第1回衆議院選挙(1890年)

2) 選挙権の拡大と選挙規制

普通選挙法・治安維持法(1925年) ~

3) 中選挙区制度

第16回衆議院選挙(1928年) ~

4) 小選挙区制度

第41回衆議院選挙(1996年) ~

選挙の歴史

1) 選挙権の確立

自由民権運動(1874年) ~ 第1回衆議院選挙(1890年)

2) 選挙権の拡大と選挙規制

普通選挙法・治安維持法(1925年) ~

3) 中選挙区制度

第16回衆議院選挙(1928年) ~

4) 小選挙区制度

第41回衆議院選挙(1996年) ~

選挙権の確立と自由民権運動



自由民権運動とは、明治時代の日本において行われた政治運動・社会運動。通説では、1874年（明治7年）の民撰議院設立建白書の提出から、1890年（明治23年）の帝国議会開設頃まで続いた。その期間、約16年間。

<https://www.youtube.com/watch?v=8TuMWzJd6RM>

オツペケペー節

米価騰貴の今日に 細民困窮省みず

目深（まぶか）にかぶった高帽子 金の腕輪に金時計

権門貴顕（けんもんきけん）に膝を曲げ

芸者たいこに金を蒔き 内には米を倉につみ

同朋兄弟見殺しに いくら慈悲なき欲心（よくしん）も

余り非道な 薄情な 但し冥土のおみやげか

地獄で閻魔に面会し 賄賂使うて極楽へ

行けるかえ ゆけないよ

オツペケペー オツペケペッポーペッポッポー

自由民権運動の発展：弾圧と対抗



政府：規制

対抗



弾圧



民権家・市民：言論・結社
例) 私擬憲法、建白書

民権ばあさんと女性参政権



楠瀬喜多（くすのせ きた、天保7年9月9日（1836年10月18日） - 大正9年（1920年）10月18日）は日本の婦人運動家。高知県（当時の土佐藩）生まれ。通称、民権ばあさん。

夫との結婚と死別

子供がいなかったので戸主を相続し、戸主として納税

納税してるが女性という理由で高知県での選挙権が与えられなかった

税金の滞納 + 高知県庁への抗議文提出（高知県庁は抗議文の受取拒否）

内務省へ意見書を提出

1880年9月20日 土佐郡上町で女性参政権を県令に認めさせる。（日本で初めての女性参政権）

その後も女性解放運動を続ける

選挙の歴史

1) 選挙権の確立

自由民権運動(1874年) ~ 第1回衆議院選挙(1890年)

2) 選挙権の拡大と選挙規制

普通選挙法・治安維持法(1925年) ~

3) 中選挙区制度

第16回衆議院選挙(1928年) ~

4) 小選挙区制度

第41回衆議院選挙(1996年) ~

大正デモクラシー

1910年代から1920年代にかけて起こった政治・社会・文化面に渡る大衆の民主主義運動。背景には戦争による格差拡大、厳しい言論統制、労働者階級の誕生などが要因。

政治・外交	普通選挙 言論・集会・結社の自由を求める運動 国民の負担軽減のための軍事予算の低減
社会・文化	男女平等 部落解消運動 労働運動（団結権、ストライキ権） 大学の自治権獲得運動

1925年のアメとムチムチ

アメ：

普通選挙法により選挙権の納税義務撤廃

3,288,405人→12,408,678人へ

ムチ：

治安維持法の制定で政府批判を粛清する

「文書図画の制限」 「戸別訪問の禁止」 などの選挙規制

選挙の歴史

1) 選挙権の確立

自由民権運動(1874年) ~ 第1回衆議院選挙(1890年)

2) 選挙権の拡大と選挙規制

普通選挙法・治安維持法(1925年) ~

3) 中選挙区制度

第16回衆議院選挙(1928年) ~

4) 小選挙区制度

第41回衆議院選挙(1996年) ~

中選挙区制度

一つの選挙区から複数人（概ね3人から5人）を選出する選挙制度。

同じ選挙区で同じ党の候補者が「同士討ち」をしなければならないため、金権選挙や利益誘導が横行する元凶になる。政党内の派閥争いも激しくなる。

ただ、同じ政党内でも競争が激しかったので、このころの政治家はととても勉強していたそう。

選挙の歴史

1) 選挙権の確立

自由民権運動(1874年) ~ 第1回衆議院選挙(1890年)

2) 選挙権の拡大と選挙規制

普通選挙法・治安維持法(1925年) ~

3) 中選挙区制度

第16回衆議院選挙(1928年) ~

4) 小選挙区制度

第41回衆議院選挙(1996年) ~

小選挙区制度

1選挙区に1名を選出する選挙制度

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 妥協が生まれる余地がないので政策の結果をはっきりと評価でき責任の所在が明確・ 二大政党制をつくりやすく、政権交代が可能になるので、与党が真剣になる	<ul style="list-style-type: none">・ 政党の得票率と実際の議席占有率との乖離・ 多くの死票が生まれる・ 落選させたい候補者がいても対立候補に投票して落選させる事が難しい

※ 日本では小選挙区を導入してから、投票率が低下傾向。

自民党の得票率と議席占有率の乖離

衆院選	小選挙区得票率	小選挙区議席率
第42回 2000年	40.97%	56.00%
第43回 2003年	43.85%	73.00%
第44回 2005年	47.77%	73.00%
第45回 2009年	36.68%	21.33%
第46回 2012年	43.01%	79%
第47回 2014年	48.10%	75.59%

3) ”べからず集”公職選挙法

公職選挙法＝世界で比類なき法

国政選挙（衆議院議挙、参議院議員）と地方選挙（地方公共団体の議会の議員及び長）に関する法律。

規制の多さゆえに「**べからず集**」と呼ばれる。

「今度のXX選挙にでるXXです！応援よろしくお願いします。」の挨拶は、厳密にはNG。

「本来、選挙運動はできるだけ自由でなければならないのが、日本国憲法の本質であるのに対し、欧米諸国に比べ公職選挙法は選挙運動の規制・制限を非常に多く設けている。**さらに、公職選挙法や政治資金規正法をすべて守る事は至難の業とされている。**」（wikiより）

実際には、グレーゾーンが結構ある・・・。

選挙制度と投票率の海外比較

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ	ロシア	日本
戸別訪問	○	○	○	○	○	○	○	×
選挙運動期間	○	○	○	△	○	○	×	×
インターネット利用	○	○	○	×	—	—	—	△
演説会	○	△	○	△	—	—	—	×
文書頒布・掲示	○	○	○	×	○	○	○	×
在住外国人 自治体 参政権	△	△	△	△	△	△	×	×
選挙権年齢	18	18	18	18	18	18	18	18
国政選挙の投票 率(議会)	42.50% 2014年	66.12% 2015年	71.53% 2013年	55.40% 2012年	75.19% 2013年	61.11% 2011年	60.10% 2011年	52.66% 2014年
国政選挙の投票 率(大統領)	66.66% 2012年	—	—	80.35% 2012年	—	—	65.27% 2012年	—

○:規制なし又は可能、△:一部規制あり又は一部不可、×:規制あり又は禁止、不可

アメリカ：選挙の主流

戸別訪問



公開討論会



<http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/36433>

イギリス：安い選挙費用



英：150万円（上限） / 日：億単位
政治汚職が問題化した結果、政治資金法が発達。

<http://plaza.rakuten.co.jp/newsmedia/diary/200907190000/>

スウェーデン：立候補者の若さ



僕も候補者です。19歳です。25歳未満のメンバーで全体の25%を構成しています。我々の政党の方針です。全ての世代の声を反映するためです。」(スウェーデン社会民主党候補者 高校生)

http://www.huffingtonpost.jp/tatsuhei-morozumi/general-election-of-sweden_b_6251800.html

ノルウェー：選挙運動は市民の祭り

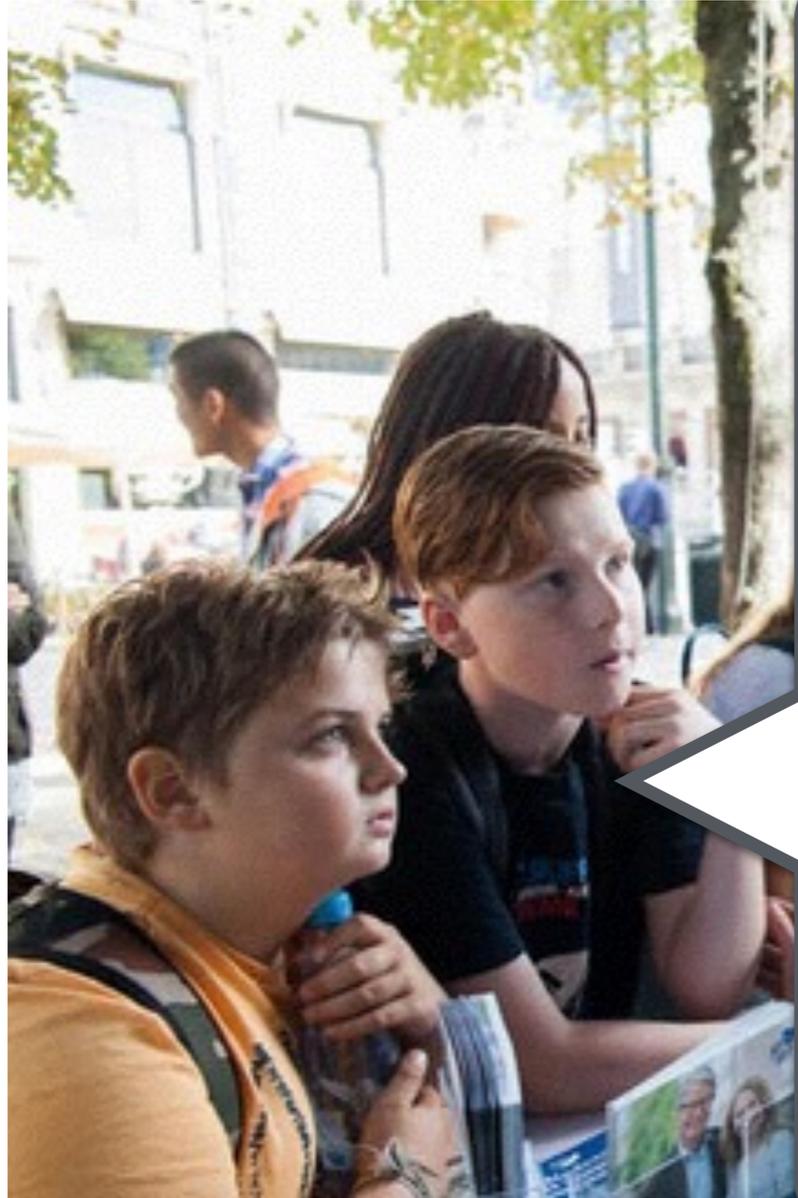
選挙小屋



市民とチェスをしながら政治談義する市長候補

http://www.huffingtonpost.jp/asaki-abumi/norway-election_b_8130662.html

ノルウェー：選挙中に小学生が政治家へ質問



【12歳の質問】

- ・保守党が最も重要視している政策は？
- ・なぜ保守党は固定資産税に反対なの？
- ・オスロの学校教育制度がさらによくなるために、保守党はなにをしてくれるの？
- ・学校の民営化についてどう考えているの？
- ・どうして保守党は、店の日曜営業に反対なの？

オープンな選挙 x 学校教育

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/abumiasaki/20150929-00049963/>

立候補コスト高い → 金持ち依存？

日本

選挙の種類	供託金の金額
衆院選(選挙区)	300万円
衆院選(比例区)	名簿単独登載者数×600万円 重複立候補者数×300万円
参院選(選挙区)	300万円
参院選(比例区)	名簿登載者数×600万円

世界

国	供託金の金額
イギリス	約8万円
カナダ	約10万円
オランダ	約150万円
台湾	約67万円
韓国	約135万円

アメリカ、フランス、ドイツ、イタリアなどには選挙の供託金制度がない。供託金制度がない国では乱立候補を防ぐために、立候補するには、その選挙区の有権者から一定数以上の署名を集めることをルールにしている。

非選挙権の年齢（立候補できる年齢）

25歳以上	衆議院議員総選挙 都道府県議会議員 市区町村議会議員 市区町村長
30歳以上	参議院議員通常選挙 都道府県知事

若者の投票率を上げるなら、被選挙権の年齢を引き下げるのが有効な方法。保守的と言われるイギリスでも20歳の女性国会議員が生まれている。

短くなった選挙期間

選挙の種類	昭和25年	平成6年
衆議院選挙	30日	12日
参議院選挙	30日	17日
知事選挙	30日	17日
都道府県議会選挙	30日	9日
政令指定都市の市長選挙	20日	14日
政令指定都市議会選挙	20日	9日
政令指定都市以外の市長選挙	20日	7日
政令指定都市以外の市議会選挙	20日	7日
町村長選挙	20日	5日
町村議会選挙	20日	5日

2015年4月世田谷区議会議員選挙



法的定義がない選挙運動

公職選挙法に

選挙運動の定義はありません。

”選挙の三要件”は昭和3年の判決から
慣習的に決まったものです。

「選挙違反」は都合よい解釈で決まります。

憲法変われど、選挙変わらず。

2015年5月齊藤まさし氏逮捕

2015年4月の静岡市長選挙で告示前の街頭でのチラシ配布が事前運動に当たるとされ、公職選挙法違反容疑で逮捕される。

「警告」に従っても立件・起訴、街頭チラシ配布は「選挙運動」扱いにされるなど、異例の逮捕。

思想・政党に関係なくフェアではない。

選挙干渉裁判チェックの会
in SHIZUOKA District Court
静岡地方裁判所

不正な選挙干渉とたたかう裁判を支援する会

違法!?

街頭配布はチラシの

公正な裁判を求めます!!

被告：齊藤まさし

選挙干渉裁判チェックの会
～不正な選挙干渉とたたかう裁判を支援する会～

共同代表 平岡 秀夫 (第 88 代法務大臣・弁護士) 山本太郎 (参議院議員)

〒102-0093 千代田区平河町 2-14-13 中津川マンション 201 山田正彦法律事務所 TEL: 03-5211-6880

■カンパ送付先: 郵便振替 00190-0-730376 銀行振込 ゆうちょ銀行
他行からは店名 019 当座 0730376 口座名「選挙干渉裁判チェックの会」

参考) とりプロ



「公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクト」

「課題の多い現行公職選挙法を、「市民立法」によって抜本改正します。2020年、2025年の段階的な法改正を目指しています。」

<http://toripuro.jimdo.com/>

3) 選挙活動できること/できないこと

選挙運動と政治活動

選挙運動：公選法上の多くの規制がある

選挙三要件

- 1) 特定の候補者
- 2) 特定の選挙
- 3) 投票依頼

例) 「xxさんをxx選挙で当選させましょう！」

政治活動：

政治上の主義や施策の推進・支持や反対を目的とする活動

例) 「xxさんとともに脱原発を実現しよう！」

時期による区分（政党・政治団体の場合）

区分	告示前	選挙期間	投票日	投票日以降
選挙運動	事前運動 の禁止	許可 規制あり	禁止 「投票行こう！」は OK	禁止
政治活動	自由	制限あり	制限あり	自由

※ 上記表は候補者・政党・政治団体の場合

※ 演説・宣伝カー・ビラの配布などの政治活動で制限がある。

公選法による選挙運動と政治活動の規制 一覧表

選挙人に対する投票依頼及びそれに直接つながる投票とりまとめの運動 ※1

選挙運動は成人（参院選からは18歳以上）に限られる。

政治上の主義もしくは政策を推進し、支持し、もしくはこれに反対し、または、公職の候補を推薦し、支持し、もしくは反対することを目的として行う一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いた活動



【選挙運動など】

【政治活動】

事前運動の禁止
(法129条)

- (できること)
- 選挙準備行為
 - 地盤培養行為
 - 社会的儀礼的行為

- (できること)
- ビラ・フライヤー・パンフ・プラカの配布
 - ポスターの掲示
 - 宣伝カーの走行
 - 街頭宣伝
 - ビラの街頭配布
 - 集会開催等
- 一切の活動ができる。

- 後援会連絡所の立て札・看板の掲示数の規制
- 名前入り裏打ちポスターの禁止
- 予定候補者自身の政治活動に関する事前ポスターの規制
- 予定候補者の有権者への寄付の禁止

告示前

告示日

告示後

投票日

政党その他の政治活動を行う団体

労働組合、市民団体、その他の団体、個人

確認団体

政治活動には一切制限なし

政治団体に規制される①の行為のうち、「氏名及びそれが類推される文書図画の頒布・掲示」以外について、一定の範囲で行うことができる。

また、機関紙通常号では、「選挙に関する報道・評論をするのは自由」→号外・臨時号ではできない。

- (次のことが規制される)①
- 政談演説会
 - 街頭政談演説会
 - 宣伝カー
 - 拡声機の使用
 - ビラの配布
 - 立札(プラカ?)・看板の掲示
 - ポスターの掲示
- 以上は法201の5

- 連呼行為の制限
 - 公共建物における文書図画の配布の禁止
 - 氏名及びそれが類推される文書図画の頒布・掲示の禁止
- 以上は、法201の13

※ 政治的主張を記載したパンフレット(8ページ以上)の配布は、内容が選挙用文書にあたならなければ、自由にできる。

〈政治団体か市民団体かの区別〉

主観的な目的や形式的な会の名称等ではなく、客観的な活動や主張の内容全体から、実質的に判断されないと考えなければならない。

インターネット(電子メールを除く)を用いた告示後の選挙運動は自由

ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブック、LINE等)、動画投稿サイト(YOUTUBE等)を問わない。
注)メールアドレス等の、投稿者に直接連絡を取ることができる連絡先を表示しなければならない。

ただし、投票当日の選挙運動としての投稿はできない。(過去の投稿をそのまま残すことはかまわない。) 電子メールには相当の制限がある ※2

全ての選挙運動禁止

「投票に行こう」という乗権防止活動はできる

2015.11 青木佳史弁護士 作成

【簡易版】 できること / できないこと

期間	できること	できないこと
選挙の告知前	<ul style="list-style-type: none">・ 政治活動のチラシ・ビラの配布（ポステイング、街頭配布、新聞折込）・ 政治ポスターの掲載依頼の訪問・ 選挙応援チームの仲間集め・ 集会 / イベントの開催・ 与党がやってる政治活動	<ul style="list-style-type: none">・ 戸別訪問・ 選挙に関わる署名運動・ 選挙候補者の模擬投票と結果の公開・ 選挙運動のチラシ・ビラの配布
選挙の告知後	<ul style="list-style-type: none">・ 電話での投票依頼・ ネット上の選挙運動・ 与党がやってる選挙運動・ 法定政策ビラの配布（候補者のみ）・ 法定ポスターの掲載（候補者のみ）・ 選挙ハガキの配布（候補者のみ）	<ul style="list-style-type: none">・ 戸別訪問・ 選挙に関わる署名運動・ 選挙候補者の模擬投票と結果の公開・ 脱法のチラシ・ビラの配布

例) 政治活動用ポスター (2連ポスター)



政治活動のポスター

政党の有名な人と候補予定者

※選挙告知日までに剥がさないといけ
ない

「戸別訪問」はNG 「個別訪問」はグレー

戸別訪問：無差別に一軒ずつ回る

個別訪問：特定の支持者を中心に回る

公職選挙法は「投票依頼の戸別訪問」を禁止しているのですが、家に訪問して「今お困りのことは何ですか？」「行政に言いたいことはありますか？」など聞いてまわるのはOK。現職に有利。



2016年1月沖縄宜野湾市挑戦
沖縄の公選法の運用はかなりグレー

イケマキ電話作戦、3万本！！



北海道5区衆議院補選の候補者池田マキさんの投票依頼をする電話作戦。投票日前日の4/23 23:59までOK。

電話マニュアルもダウンロードできます。

<https://www.facebook.com/events/627690567383942/>

ネット選挙解禁の背景

<ネット選挙とは？>

インターネットを利用した選挙運動。ネット投票ではない。

改正以前は、選挙告知後にWEB上での文書、画像、動画の掲載や更新は脱法行為にあたりとされていた。

<流れ>

2012年12月：衆議院選挙でインターネット上の情報拡散。告知後に情報を拡散しても検挙や警告は発生せず。

2013年4月：公職選挙法の改正。インターネットを利用した選挙運動が可能になった。

2013年7月：参議院選挙（解禁後初の国政選挙）選挙フェス。

ネット選挙のできること / できないこと

期間	できること	できないこと
選挙の告知前	<ul style="list-style-type: none">・ 政治活動の文書、動画、画像などの掲載	<ul style="list-style-type: none">・ 選挙運動の文書、動画、画像などの掲載
選挙の告知後	<ul style="list-style-type: none">・ 選挙運動の文書、動画、画像の掲載・ Twitter, Facebookでのメッセージ機能での選挙運動（個人もOK）・ 候補者・政治団体のメールでの選挙運動	<ul style="list-style-type: none">・ 個人のメールでの選挙運動（知り合いへの転送程度はOK）・ PCなどのディスプレイに表示された映像や文書を見せる、印刷する

WEBはOK、リアルはNG。

「これ選挙違反？」で困ったときは

<困ったとき>

- ・ お住いの選挙管理委員会に電話してみよう。

03-5320-6912（東京都選挙管理委員会）

- ・ 選挙に詳しい人に聞く。（弁護士、選挙経験者など）
- ・ 自分で公職選挙法を調べる。

<注意点>

- ・ 選挙管理委員会は法律的な解釈のみ。選挙違反で警告するのは警察。
- ・ グレーゾーンを攻めるかは、チームや個人の責任ある方針で。

4) 参院選までのスケジュール

2016年参院選挙スケジュール

日程	種類	内容
4・5・6月	政治運動	立候補表明、大会・シンポジウム・イベントの開催、政治ポスター、ビラ配布（ポスティング） 選挙運動準備、選挙事務所準備 選挙運動員募集 etc
6月23日（仮）	告示日 選挙運動開始	選挙ポスター、街宣活、法定ビラ、電話、個人演説会 etc
7月10日（仮）	投開票日	投票行こう！

参考) 2014年衆議院選挙 マニフェスト比較

2016年参院選の論点（座間宮氏）

- 1) 消費税増税 / アベノミクス
- 2) 年金運用
- 3) 待機児童
- 4) 沖縄辺野古問題
- 5) 原発問題
- 6) 安保関連法
- 7) 憲法改正
- 8) 地方創生
- 9) 雇用賃金

※赤文字は政府が避ける論点であると座間宮氏は分析

マニフェストのキャッチコピー

自民党	景気回復この道しかない
公明党	景気回復の実感の家計へー 今こそ、軽減税率の実現へ。
維新	増税ストップでー 身を切る改革。 実のある改革。
次世代	次世代が希望を持てる日本を

民主党	今こそ、流れを変える時。
共産	安倍政権の暴走ストップ！ 国民の声が生きる新しい政治を
社民党	平和と福祉は やっぱり社民党
生活	生活者本位の国へ。

憲法

自民党	憲法改正 18歳選挙権とセット	民主党	明記なし 恣意的な解釈反対、未来志向の憲法を構想する
公明党	加憲 環境権、地方自治拡充、 自衛隊の明記	共産	明記なし 憲法9条の精神に立った平和の外交戦略
維新	憲法改正（統治機構改革） 道州制、首相公選制、一院制 憲法裁判所	社民党	平和憲法を守る 集団的自衛権反対、専守防衛（自衛隊の縮小、海外派遣反対）
次世代	自主憲法 皇室典範改正、国防軍、国家緊急権、家族、憲法改正発議の緩和	生活	明記なし 改憲なしの集団的自衛権反対

※ 国民主権・基本的人権・平和主義 の遵守などの記述しかない場合は、「明記なし」とする

原発

自民党	原子力は活用 再稼働（規制委員会基準） 原発依存度は下げる
公明党	原発ゼロ 再稼働（規制委員会基準） 原発依存度は下げる
維新	原発フェードアウト 核ゴミ未解決での再稼働なし
次世代	脱原発依存体制 原子力技術は保持

民主党	2030年代原発ゼロ 避難計画なしの再稼働反対
共産	原発再稼働ストップ・原発ゼロ 原発輸出反対、ドイツ事例
社民党	原発再稼働認めない 脱原発 原発立地地域支援のための立法
生活	脱原発 原発の再稼働・新增設なし

経済・財政

自民党	三本の矢（金融緩和・公共事業・民間投資） 消費税10%
公明党	消費税10% x 軽減税率 個人消費喚起（住宅ローン金利引き下げなど）
維新	国会議員歳費3割カット 国会議員定数3割削減 公務員給与カット
次世代	財政責任法案 移転支出（生活保護、年金、補助金）の削減

民主党	行き過ぎた円安への対策 子育て支援・非正規雇用の待遇改善
共産	消費税10%中止 大企業優遇税制の見直し 所得税の累進課税の強化
社民党	消費税5%引き下げ 高所得者・大企業への課税強化 公共事業削減
生活	非正規雇用の是正 少子化対策 消費税増税の凍結

6) 2016年参議院選挙に向けて

国政選挙の基本スタンス

あなたは

”**政権交代**”を望むのか？

望まないのか？

2016年7月参議院選挙

あなたは

”改憲”を望むのか？

望まないのか？

私のスタンス＝考憲派

憲法は重要なテーマ。ただ「日本の国柄」
「先の大戦の総括」「日米同盟」の3つ
の論点で一定のコンセンサスが取れるま
では、改憲すべきではない。

ゴリ押しで改憲してしまったら、新たな
「押し付け憲法」を生んでしまう。

参考文献

「2005年基準世代会計の推計」 島澤諭

「若者は、選挙に行かないせいで、4000万円も損してる!？」 森川知良

「自由民権運動史への招待」 安在邦夫

「大正デモクラシー」 松尾尊兌

「公職選挙法の廃止」 片木淳ら

「男子普通選挙の導入と選挙運動規制」 小南浩一

「日本の選挙」 加藤秀治郎

「政治とカネ」 広瀬道貞

「選挙ってなんだ？」 熊谷俊人

「池上彰の選挙と政治がゼロから分かる本」 池上彰

「市民に選挙をとりもどせ！」 小沢隆一ら

「大西郷遺訓」 『大西郷遺訓』 出版委員会